

ケース&確認書類で学ぶ

相続手続き

ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 1 遺産分割協議書や遺言書がないケース

相続預金の名義変更を依頼されました。相続人は奥様と20代のお子さんの2人で、遺産分割協議書や遺言書はないものの、話し合いで承継方法は決めたそうです。どのように手続きしたらよいですか。



相続届の印鑑を 印鑑証明書で確認する

「死亡届」の提出を受けて（あるいは提出を待たずに）、すぐにその預金者の口座を凍結します。相続預金の名義変更や払戻しは、別途相続手続きの申し出を受けて対応することになります。

相続預金の名義変更等の基本となる書類は「相続届」（サンプル。名称は各金融機関で異なる）になります。この書類は、被相続人が生前行っていた預金等取引について、その承継者を届け出て、名義変更や払戻し等を請求する書類です。

相続財産の承継者を明らかにする書類として「遺産分割協議書」「遺言書」がありますが、相続預金の手続きにおいて相続届を遺産分割協議書や遺言書に代わるものとして取り扱うことも可能です。相続届は、金融機関が独自に様式を定めているものです。被相続人と相続人との関係や、預金等などの相続人が承継するか等を記載

影でチェックしましょう。そのほか、念のため、被相続人の取引が預金以外にないか確認することも必要です。被相続人の通帳・預金証書、キャッシュカードについては、提出を求めて廃止手続きを行います。通帳・証書等が見つからない場合は、喪失届等の提出を求めます。以上のような手続きを経て、相続預金の名義変更手続きに進みます。名義変更の手続きでは、別途届出事項変更届や新印鑑届等の書類が必要です。自行車のルールに従って処理をしましょう。

し、相続人全員の署名と実印の押印が必要とされています。本ケースのような場合、相続手続きでは、相続届と合わせて以下の書類の提出を受けます。

- ①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本または全部事項証明書
- ②相続人の現在戸籍までの戸籍謄本または全部事項証明書
- ③相続人全員の印鑑証明書

①や②によって、相続人がだれであるか（相続人の範囲）を確認できます。相続届にすべての相続人が記載されているか確認しましょう。相続人が1人でも欠けていると相続手続きは進められません。本ケースは遺言書もなく遺産分割協議書もありませんので、戸籍謄本等で被相続人の妻と子以外に法定相続人がいないか慎重に確認する必要があります。

なお、法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（本連載では次回以降に解説）が提出された場合は、①や②は不要となります。また、相続届どおりに相続預金を承継することが相続人全員に同

意されていることを確認します。実務では、相続届にきちんと署名・印鑑が記載されていること

や、印鑑が実印であることをしっかりと確認することが必要です。印鑑が実印であるかどうかは③の印

影でチェックしましょう。そのほか、念のため、被相続人の取引が預金以外にないか確認す

死亡した預金者の取引に間違いはないかや名義変更の内容を確認

相続人一同の話し合いで承継方法が決められていることを確認

印影を印鑑証明書でチェック

戸籍謄本等で相続人を確認し、すべての相続人が記載されているかチェック

●相続届のサンプル

相続届 (遺産分割後払戻・名義変更用)

平成30年4月1日

近代銀行中央支店 御中

被相続人 おとこ 東京都中野区中央1丁目13番地9 おなまえ 近代太郎

1. 相続預金の明細

種類	口座番号(等)	元金金額(円)	手続区分	承継人(変更後の名義)
普通預金	2233	4,123,000	払戻 名義変更	近代花子
定期預金	2233	10,000,000	払戻 名義変更	近代明美

2. 払戻金・預金通帳(証書)のお受取方法 (いずれかに○を付してください。)

次の承継人名義口座に振込んでください。

承継人	金融機関名	取引店名	預金科目	口座番号

他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収書は提出しません。

取引店で代り金を受領します。

承継人宛預金通帳等を郵送してください。

取引店で預金通帳等を受領します。

3. 通帳・証書等の喪失

上記預金の通帳・証書等のうち、下記物件の所在が不明でこれらを提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合はただちに貴行に返却します。

喪失物件	種類
通帳・証書・キャッシュカード(本人・代理人)	
通帳・証書・キャッシュカード(本人・代理人)	

相続人 おとこ 東京都中野区中央1丁目13番地9 (続柄 妻) おなまえ 近代花子 (実印)

相続人 おとこ 東京都杉並区東西1丁目2番3 (続柄 子) おなまえ 近代明美 (実印)

相続人 おとこ (続柄) おなまえ (実印)

POINT

●戸籍謄本等で被相続人の妻と子以外に法定相続人がいないか慎重に確認する

●相続届の署名・印鑑で相続人全員の同意があることを確認



し、相続人全員の署名と実印の押印が必要とされています。本ケースのような場合、相続手続きでは、相続届と合わせて以下の書類の提出を受けます。

- ①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本または全部事項証明書
- ②相続人の現在戸籍までの戸籍謄本または全部事項証明書
- ③相続人全員の印鑑証明書

①や②によって、相続人がだれであるか（相続人の範囲）を確認できます。相続届にすべての相続人が記載されているか確認しましょう。相続人が1人でも欠けていると相続手続きは進められません。本ケースは遺言書もなく遺産分割協議書もありませんので、戸籍謄本等で被相続人の妻と子以外に法定相続人がいないか慎重に確認する必要があります。

なお、法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（本連載では次回以降に解説）が提出された場合は、①や②は不要となります。また、相続届どおりに相続預金を承継することが相続人全員に同